

## 精神科患者の看護・管理

### 【質問】

精神科患者の看護・管理には自殺防止など難しい点が多いと思いますが、どのような注意義務があるのでしょうか。

### 【回答】

精神病の患者は一般的に自殺の可能性が高いといわれているので、医療機関は患者に対し病状に応じた適切な診療をするほか、自殺を防止すべき義務があると解されています。

精神科医療では、患者の社会復帰を図るべく、患者の症状に応じ監視・拘束を解きますが（開放化処遇）、その反面、患者は自殺しやすい環境におかれることになります。

うつ病、統合失調症といった精神病の患者については、治療方針として閉鎖病棟と開放病棟のいずれに入院させるかにつき慎重な判断を求められますし、看護・管理において自傷他害の虞れ、突発的な行動、パニック様症状による判断力・見当識低下などの患者の状態を適時に的確に把握すべきことはいうまでもありません。

その意味で、精神科医療の従事者は、とりわけ患者の状態に応じて厳格周到的な看護、十分な管理を行う注意義務を負っているものといえます。

医療機関が自殺防止義務を負う前提として、医療機関が患者の自殺について予見し得たといえることが必要です。そして精神科医療の特質から、抽象的な自殺の危険では足りず、具体的な（切迫した）自殺の危険がある場合に、予見可能性が認められるとされます。

自殺防止義務の具体的内容としては、自殺の道具となりうる器具を患者の身の回りから除去する措置、患者の監視強化、保護室への収容、病室の施錠、抑制帯による身体抑圧等が挙げられます。

精神科患者に対する看護・管理の当否が問題となった参考事例として以下のも

のが挙げられます。

- ① 精神分裂病名下で入院中の患者の自殺につき、医師の同意入院措置、入院継続の措置、患者の退院希望を巡る保護義務者との応対、自殺防止の措置等のいずれにも義務違反はなかったとされた事例【広島高裁 平成4. 3. 26判決】
- ② うつ状態を原因とする自殺念慮の強い患者が精神病院に入院中、自殺防止目的で施行された抑制帯により自殺した場合に、精神病院に、患者に対する十分な監視と周到な看護を行う注意義務の懈怠があるとして不法行為責任が肯定された事例【東京地裁 平成7. 2. 17判決】
- ③ 入院中の精神分裂病患者が、院内で自殺を凶って重大な後遺障害を負った場合に、病院側に過失があったとして損害賠償責任が認められた事例【横浜地裁 平成12. 1. 27判決】

本判決は、患者Xは、平成8年4月ころから遺書を作成するなど希死念慮が強く、病院の初診時においても希死念慮を訴え、興奮し、錯乱状態にあったこと、入院後も、Xの希死念慮は衰えを見せず、自虐的行為を繰り返していたこと、Xは看護婦に対し、『死にたい』、『安楽死させて下さい』などと訴えて、自虐的行為を繰り返したため、重症室、保護室収容の措置が採られたこと、Xが他の患者に対し『ライターを貸して下さい』と懇願していたことは、看護婦も知っていたから、焼身自殺の危険を認識し得たことなどの事実を認定したうえで、病院としては、Xの自殺を防止するために適切な措置を講ずるべきであったとし、右の措置を採らなかった病院に過失があったとの判断を示しました。

- ④ 統合失調症の患者が、病院入院中に自殺したことにつき、病院側の損害賠償責任が否定された事例【福岡高裁那覇支部 平成22. 2. 23判決】

本判決は、医師や看護師が、自殺の危険因子を有する患者に対して自殺防止義務を負うのは、自殺の危険が具体的に存在し、当該医師ないし看護師において、右危険を認識することができ、かつ、結果を回避することができる可能性がある場合に限られるべきであるとした上、患者Xに、自殺の危険が一定程度存在したことは確かであるものの、他方、具体的ないし切迫した自殺のおそれの存在を否定する事実も多数存在していたものであり、看護師において、Xが自殺に及ぶ具体的な危険を認識し得たとはいえないものと判断されるなどとし

て、自殺予防義務を否定したものです。

⑤ 統合失調症の患者が開放病棟から転落受傷したことにつき、病院側の損害賠償責任が否定された事例【名古屋地裁 平成22. 4. 28判決】

本判決は、パニック様症状を来す患者ではあったが、頓用薬の服用などで自らの症状コントロールが可能であったといえ、自傷他害の虞れが具体的なものであったとは認められず、医師の裁量からも開放病棟への転棟は合理性があったものであり、本件病室の構造上瑕疵につき、引戸を広く開けた状態でベッドの上に立って、外に向かって身を乗出すなどの危険な状態を出作しない限り転落の可能性は乏しいことから考えて、患者が自らに及ぶ危険の可能性を認識できないほど判断能力が低下していたとは考えられない以上、突発的な行動や判断力・見当識低下といった事情は、転倒、転落の要因であるとまではいえないとして、病室が安全性に欠けるとはいえないとして、病院側の過失を否定したものです。